

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて

1 地域包括ケアシステムが目指す姿

久留米市では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるまちを構築していきます。

この中で、久留米市保健所では、在宅医療と介護の連携推進をはじめとした各種取り組みについて、円滑な事業実施が図れるよう、庁内関係部局(課)や関係機関等と協議や調整を行いながら、取り組みを進めてまいります。

2 久留米市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画における地域包括ケアシステムの構築に向けた主な取り組みの概要

(1)在宅医療・介護連携の推進 【保健所関係課：健康推進課】

医療と介護サービスを一体的に提供するため、医師会や介護サービス事業者等との協働により、在宅医療と介護の連携強化を図ります。

(2)認知症施策の推進 【保健所関係課：保健予防課】

認知症になっても本人の意思が尊重され、本人の容態に応じた適切な支援により、できる限りより良い環境の中で暮らし続けられるよう、早期の段階からの適切な診断と支援、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人やその家族等への支援体制づくりに取り組みます。

(3)地域ケア会議の推進 【保健所関係課：地域保健課】

多職種や地域の支援者などが参加する会議により、個別ケースの支援について検討を行います。また、個別の支援や課題分析等を行う中で構築される関係者間でのネットワーク（地域包括支援ネットワーク）を通じて、地域課題の発見及び解決機能の強化を図ります。

(4)生活支援サービスの体制整備

買い物、掃除等の生活支援について、多様な主体からさまざまなサービスが提供されるよう、関係者のネットワーク化やサービスの担い手の養成等を行うとともに、定期的な情報共有、連携強化に取り組みます。

(5)介護予防・日常生活支援総合事業

介護サービス事業者等の関係機関と意見交換等を行いながら、予防給付（訪問介護・通所介護）の円滑な介護予防・生活支援サービス事業への移行に向け、現行の介護サービス事業所だけでなく、市民公益活動団体等の多様な主体を活用しながら取り組みます。また、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業については、現行の一次予防事業の見直しを行った上で、新規事業である地域リハビリテーション活動支援事業等を実施し、充実に努めます。

3 取り組み開始時期

取り組み	開始時期
①在宅医療・介護連携の推進	・平成27年4月から実施可能な事業について開始 ・平成30年4月には全ての事業を開始
②認知症施策の推進	・平成27年4月から実施可能な事業について開始 ・平成30年4月には全ての事業を開始
③地域ケア会議の推進	平成27年4月から事業開始
④生活支援サービスの体制整備	・平成27年4月から実施可能な事業について開始 ・平成30年4月には全ての事業を開始
⑤介護予防・日常生活支援総合事業	平成29年4月から事業開始

4 久留米市保健所における主な平成 26 年度の取り組み

(1) 健康福祉部内にプロジェクトを設置

久留米市では、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進するため、取り組み分野を5つに分け、平成26年8月に、部内8課で構成する「健康福祉部地域包括ケアシステム構築プロジェクト」を設置しました。このうち、久留米市保健所からは3課が参加し、平成27年度からの事業実施に向けた予算計上や関係機関等との協議・調整等に取り組みました。

(2) 在宅医療と介護の連携推進の取り組み

健康推進課では、これまで、在宅医療の推進を図るため、

- ①在宅医療相談窓口における市民相談対応
- ②在宅医療従事者研修会の開催(H26年度5回開催)
- ③市民公開講座(平成26年度2回開催)、出前講座(平成26年度2回実施)などの市民啓発に取り組んできました。

平成26年度においては、これらの取り組みに加え、市と久留米医師会が連携し、久留米医師会において、平成27年1月から、事務局内に専任相談員1名を配置し、医療機関や介護事業所などの関係機関からの在宅医療に係る相談対応や情報提供等を行う「久留米医師会在宅医療・介護連携支援センター」を設置していただきました。

現在、久留米市と連携しながら、来年度からの本格的な事業展開に向けた準備・調整等を進めていただいております。

5 久留米市保健所における主な平成 27 年度の取り組み

(1) 在宅医療と介護の連携推進 【保健所関係課：健康推進課】

医療を必要としながら在宅療養を望む方が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができるよう、医師会や介護サービス事業所などの関係機関と連携し、在宅医療と介護の連携促進のための事業に取り組みます。

・地域の医療・介護サービス資源の一体的な把握・分析

医療機関や介護サービス事業所などを対象として、その情報等を一体的に把握・分析し、在宅医療と介護の連携推進に係る地域課題を抽出する研究事業に取り組みます。

ここで抽出された課題については、関係者等で構成する協議の場において、情報共有を図った上で、その対応等につなげてまいります。

・在宅医療相談窓口の運営

市保健所において、引き続き、在宅医療に係る市民相談対応等に取り組みます。

・在宅医療・介護関係者の研修

引き続き、在宅医療・介護関係者の連携促進や資質向上を目的とした研修会を実施するほか、かかりつけ医を対象に、実際の患者宅等へ専門医が同行する技術研修の実施などに取り組みます。

・市民啓発

引き続き、市民の在宅医療に対する理解を深めることを目的として市民公開講座や出前講座の実施に取り組みます。

(2) 認知症施策の推進 【保健所関係課：保健予防課】

長寿支援課や介護保険課(高齢者福祉・介護保険担当課)との連携を図りながら、認知症の早期発見・早期治療につなげるための取り組みを行います。

④認知症ケアパス(認知症の状態に応じて利用できるサービス等を整理したもの)の作成

⑤医療機関や介護事業所などの連携支援や本人やその家族からの相談対応を行う「認知症地域支援推進員」の設置

⑥認知症患者やその家族を専門職が訪問し、本人やその家族に対する初期の支援を行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の設置

(3) 地域ケア会議の推進 【保健所関係課：地域保健課】

長寿支援課や介護保険課、地域福祉課(地域福祉担当課)との連携を図りながら、本格実施に向けた取り組みを進めます。

『久留米市版地域包括ケアシステム』の構築に向けた各分野における取り組み

